

# 「学校いじめ防止基本方針」

小国町立小国中学校

## 1 はじめに

いじめはどの子どもにも起こり得る、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、生徒の尊厳を保持することを目的に、教育委員会、学校、地域、家庭、その他の機関及び関係者との連携のもと、いじめ問題の克服に向け、未然防止、早期発見、早期対応・組織的対応等に全力で取り組むものとする。日常的に生徒の自尊感情を高める肯定的な関わりを大切にする中で、信頼関係を構築しつつ、望ましい生き方を共に考えていく。生徒の小さな行動の変化や人間関係の変化などにも注目し、日常の関わりを基盤にした取り組みを展開する。

## 2 いじめ防止のための取り組み

### (1) 教職員による指導について

- ① いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。
- ② 全校朝会や学級活動、掲示、通信、HP などあらゆる機会、手段を用いて、常日ごろから、生徒と教職員がいじめとは何かについての認識を共有する手段を講じることで、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成していく。
- ③ 一人ひとりを大切にしたわかりやすい授業づくりを進め、互いを高め合う雰囲気を醸成し、自尊感情を高める、関わりを大切にした指導を行う。
- ④ より良い人との関わり方、コミュニケーションの在り方を意識させ、コミュニケーションスキルを高めるとともに、相互支援的な集団作りを推進する。
- ⑤ 保護者との情報交換を密にし、家庭と連携した指導を行う。

### (2) 生徒に培う力とその取り組み

#### ① 生徒に培う力

- ア 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操
- イ 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度
- ウ 生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力  
(自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に意見を調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りの人にどのような影響を与えるかを判断して行動できる能力を育てる。)
- エ ストレスに適切に対処できる力  
(ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。)
- オ 自己有用感、自己肯定感

#### ② その取り組み

- ア 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進(教育課程の工夫)
- イ 一人ひとりを大切にしたわかりやすい授業づくり(学校研究の推進)
- ウ 一人ひとりが活躍できる集団づくり(学年・学級経営の充実)

- エ 一人ひとりの個性（特質）の理解に努め、それに応じた理解と納得の伴う指導の充実（特別支援教育の充実）
- オ 自分の役割をきちんと果たすことで、他者の役に立っていると感じ取ることのできる場づくり（生徒会活動・自治会活動の充実）
- カ 目標や目的を明確にし、主体的に取り組むことを通して困難な状況を乗り越えるような体験の機会（部活動の充実）
- キ 社会参画活動の推進（ボランティア活動の推進）
- ク 生徒の頑張りや、良さを積極的に認め、声をかける。発信する。（生徒との日常的な関わりづくりの推進、通信・掲示・コメント等での積極的な発信）

### （3）いじめ防止のための組織（法 22 条：必置）と具体的な取り組み

- ① いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校運営協議会をいじめ防止等の対策のための組織として位置づける。
  - ア 校内委員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年主任 養護教諭、教育相談担当、（教育相談員）
  - イ 校外委員：学校運営協議会委員
- ② 当該組織の校内委員は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担い、校内での下記の具体的な取り組みを行う。
  - ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や、具体的な計画の作成・実行・検証・修正等を行う。
    - ・ いじめを正しく理解し対応するために、校内研修会や職員会議等の情報提供、情報交換する機会としてケース会議等を設定する。
    - ・ 学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍し他者の役に立っていると感じることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるようにする。
  - イ いじめの相談・通報の窓口としての対応を行う。
  - ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有をする。
  - エ いじめの疑いに関する情報があった時には、緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制や対応方針の決定、並びに保護者との連携等について、組織的に対応する。
- ③ 当該組織の校外委員は、校外における情報収集を行い、いじめ防止等に対する学校の取り組みを評価し、改善ための意見交換を行い、取り組みの改善に寄与する。

### （4）生徒の主体的な取り組み

- ① 生徒会・学年自治会の取り組み
  - ア 生徒憲章の趣旨を理解し、生徒自らが、より良い関わりを通して、いじめのない、生徒一人ひとりが安心して生活できる集団づくりに取り組む。
  - イ 生徒同士の関わり方から生じるトラブルを取り上げ、より良い関わりの在り方や集団としての規律を高める自治的な取り組みを行う。
- ② 教師の役割
 

職員は、生徒自身が課題を意識し、全ての生徒がその取り組みの意義を理解し、主体的に参加できる活動になるよう活動をサポートする。

### （5）家庭・地域との連携

- ① 情報の共有
 

学年・学級懇談会や家庭訪問、学校・学年・学級だより、HP 等を通じて、「学校い

じめ防止基本方針」についての理解を図るとともに、地域や家庭にいじめ問題の重要性を広め、緊密な連携協力体制を構築していく。

② 協議の場の設定

学校、家庭、地域がいじめの問題について協議する場として学校運営協議会を位置づけ、家庭、地域と連携した対策を推進する。

③ P T Aとの連携

万が一いじめ問題が発見された場合は、P T A会長、当該学年部会長、当該学級評議委員と連絡をとり、保護者とともに解決に努める。

### 3 早期発見のあり方

#### (1) 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

① いじめはおとなの目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、おとなが気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。また、日ごろから生徒との信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換、情報共有を行い、いじめを早期に認知するように努める。

(別紙 「アンテナを高く張って」参照)

② 月に一度、自分や周りの人たちの生活の様子を見つめるアンケート調査を行い、担任、学年主任、教頭、校長がその結果をチェックする。そして、わずかな事でもすぐに聞き取りを行うことで、いじめの全体像を把握するように努める。また、日常の教育相談と生徒観察を大切にし、積極的に声がけすることにより、生徒一人一人の生活状況を把握するとともに、生徒がいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努める。

③ 生徒の休み時間や放課後の雑談、給食や清掃時の言動などに目を配るとともに、生活記録ノートや班ノート、学級日誌等で一人一人の交友関係や悩み、学級全体の様子等を把握するように努め、いじめの未然防止と早期発見を図る。

#### (2) 相談窓口などの組織体制

① 生徒や保護者の悩みを積極的に受け止める相談体制づくりがなされているか定期的に点検し、生徒及びその保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる機能する相談窓口を整備する。

② 相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。

③ 生徒との相談に当たっては以下のことに留意する

ア 教育相談等で得た生徒の個人情報については、対外的な取り扱いの方針を明確にし、適切に扱う。

イ 生徒の相談にのるときは、時間をかけておおらかな態度で接するようにする。

ウ 生徒の相談に対し、「気にすることではない」とか「それはいじめではない」などと悩みを過小評価したり、相談を受けたにもかかわらず真摯に対応しなかったりすることは絶対にしない。

エ 学年主任、教頭への報告を確実にし、早急な対応が必要な場合は組織的な対応ができるよう、体制を整える。

オ 生徒理解個人票に相談記録を蓄積する。

#### (3) 地域や家庭との連携

① より多くのおとなが生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、アンケート調査をする際に、悩み事があった場合の相談相手を記入する欄を設ける。

② 学校通信等を活用し、地域からの情報提供を促すとともに、校外における各種会合

の場で地域からの情報提供を促す。

#### 4 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

（別掲 小国中学校「いじめ対応マニュアル」に従って対応する。

#### 5 教育相談体制・生徒指導体制（情報収集と情報共有 生徒指導の機能）

##### （1）教育相談体制と活動計画

① 毎月の「自分を見つめて（心の相談アンケート）」の実施とその結果を受けた個別相談、年2回の教育相談期間の設定等を通し、生徒の心の声を拾いあげ、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応に努める。

② 担任、教育相談担当、養護教諭、教育相談員等の連携により、教育相談体制を機能させる。具体的な計画は「学校経営案 教育相談計画」による。

##### （2）生徒指導体制と活動計画

① 生徒にとって実感のともなう活動ができるよう、どの活動においても価値付けを大切にして指導する。

② 生徒指導の機能を意識し、指導方針の共有と組織的指導を常に意識して指導・支援にあたる。

#### 6 校内研修

生徒理解研修会を学期の始めに位置づけ、職員が情報共有する場を設ける。定期テスト時に、学年毎の特別支援委員会実施し、生徒の情報共有と指導方針、具体的指導の在り方などについて検討する。

#### 7 学校評価

##### （1）いじめ問題への対応と評価の基本的な考え方

① 生徒、保護者による学校評価にいじめの対応に対する評価項目を設け、学校がいじめ防止対策について評価する。評価結果を公開するとともに、改善点や今後の見通しについて説明し、理解を求める場を設ける。

② いじめ防止のための校外組織（学校運営協議会）において、いじめ防止の取り組み状況、いじめ対応の報告を行い評価する。評価結果を踏まえてその改善に取り組んでいく。

##### （2）地域や家庭との連携

学年、学級懇談会や学校だより等において、いじめに係る学校基本方針やその取り組み、学校評価の結果等について知らせ、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭や地域との緊密な連携・協力を図る。

##### （3）校内におけるいじめの防止等に対するPDCAサイクル

① いじめ防止のための校内組織が策定した計画に基づき、常に組織的な対応によるいじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応の取り組みを徹底し、その都度取り組み状況を生徒の視点で客観的に振り返り改善を図っていく。

② 学期末の職員会議において、いじめ問題への対応についての成果と課題を確認しながら、改善の方策を明確にして全教職員で共通理解を図る。

#### 9 その他

##### （1）社会参画活動やスポーツ活動による自己有用感、自己肯定感の育成

地域行事や町のイベント、部活動やスポーツ少年団活動等への積極的な参加を

通して、生徒の自己有用感、自己肯定感を育成し、いじめ問題の未然防止に努める。

(2) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。